

税制調査会（第5回国際課税ディスカッショングループ）終了後の記者会見議事録
日 時：平成26年6月26日（木）16時17分～
場 所：中央合同庁舎第4号館11階 共用第1特別会議室

○田近座長

今日で3回目になりますが、国境を越えた役務の提供に対する消費者について議論しました。今日の質疑から分かるように、前回の会議の後、様々な関係者から懸念材料を聞いてきて、それをどう反映させるかで議論がありました。

もう説明は要しないと思いますが、一言だけ、司会としてどのようなパースペクティブで話しているか、せっかくですから申します。制度案の第3ですが、会議で何度もあったように、要するに、国境を越えて、役務の提供が日本と外国の両方にまたぐときに、仕向地課税を徹底するために、仮に外国からサービスが発信されても、国内でそのサービス、役務を受けるなら国内で課税する。それが内外判定の話です。

それをどう課税するかについて、今日、事務局に資料を出してもらいましたが、OECDの話で、日本の事業者番号があれば、外国からサービスの提供を受けるときに事業者であることがそこで判定されれば、外国の事業者には課税させないで、リバースでかける。実際にかけるといっても、向こうには何百万という事業者があるので、そちら側に税金をかけさせることは実態的に無理です。それに対して個人向けのものはその情報、あるいはサービスを提供する側で課税してもらおう。したがって、国内では税込みで受け取る。国内は消費者ですから、それは税をそこで払うことで完結します。

そのような話ですが、日本で事業者番号が無い中でどのようにやっていくか。質問はそこに集中しました。前回、日本でやる場合の案が提供されて、取引条件から事業者向けのものに対してはリバースチャージをしましょうと。そうでないもの、つまり、消費者向け、あるいは取引条件から事業者向けであることが明らかでないものは個人向けとして、B to Cでやりましょうということです。

あとは御質問を受けますが、そのときに問題群としては、第1は、内外判定の問題は方式を問わず残ります。海外で受けたサービスが完結するのか、それを日本で利用するのか。それは散々、佐々木特別委員が質問、懸念された点です。

事業者番号が無い中で、事業の性格でリバースか、B to Cかというところで、増井委員はある意味で、今日の説明のないところを御質問されて、事業者のサービスだと思ったものでも、個人が買ったらどうするのかを御質問されて、それもここで議論してもよいのですが、会議の流れとして、それはひとまず、財務省の伊藤課長に引き取っていただきます。

そのほか、幾つかありましたが、最後に言えば、思い切りと言えば、逆に事業者向けではないと、明らかに事業者向けのサービスとは言えないものはB to Cだと。今度は逆に事業者が利用したらどうなのだと。そこはまた割り切りでしょうが、その場合

は事業者の方に、それが事業者のサービスであるならそれなりに取引を事業者向けのサービスであることが分かるようにしてくださいということで、B to Cの方は、その意味では、税込価格でやるということで割り切るのが案の骨子だったと思います。

会議は今日、中里会長も御質問されましたが、御質問自体は想定された範囲でしたが、案を取りまとめていくプロセスで非常に貴重な御意見を承りました。それを踏まえて、来年度の改正を目指したいと思います。

○中里会長

消費税は田近座長が御説明されたように、制度の概要が固まってきて、これからもちろん細かい点、あるいは理論的な点を詰めていく必要はありますが、大まかな方向は確定して、あとは主税局等での作業を待つことになると思いますので、ひと安心しています。

今日、二つ目のトピックが割と実際的には重要だったと個人的に思います。国境を越えて何かをすると、日本の国税庁には情報が届かないのではという前提で何かをされる方がいたとしても、なかなか世の中そう簡単な話ではなく、当局は粛々と情報を蓄積し、入手しているというメッセージを伝えることができたと思います。国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税DG」という。）が最初に開催された時に戻りますが、国際的な課税逃れに対してどう対応するかは、今の税制調査会の非常に重要なテーマの一つで、それについて課税逃れは執行面からそれほど簡単にはいかないと伝えることができたと思います。

○記者

今日、議論した制度案に関しては、先ほど田近座長が言われたように様々な問題点が指摘されていましたが、ひとまず、この制度案で明日の総会にかけて承認をもらう手続に入るという理解でよいでしょうか。

○田近座長

案自体は、各委員の意見も、日本の事業者に課税番号が無い中で考え出したものとして、これを超えるものもなかなか考えられないので、総会には基本的にはこれで進みます。ただ、先ほど申し上げたように、想定内ですが、これから詰めなければならないこともあるので、さらに詰めて進めていくといった報告をしたいと思います。

○記者

平成27年度税制改正で法改正を行いたいというお話だったと思いますが、実際の執行までには猶予期間を設けるとのことで、その猶予期間に関しては先ほど質問でも出ていたと思いますが、年単位での時間がかかると考えてよいのでしょうか。それとも数か月といったことも可能性としてはあり得るのでしょうか。

○田近座長

そこから先は本当に執行の話で、まず、越えなければならないハードルは、今日、議論で出てきたように、ある程度、思い切って作ったものに伴う詰めが必要です。そ

れを平成27年度改正で目指します。さらに執行は事務局に頑張ってもらわなければいけません。ただ、こちらが頑張る話ではないので、事業者の方にどれだけ準備期間が要るかという会話を通じて進めていきたいと思います。時期的なことでも伊藤課長から補足することがあればお願いします。

○伊藤主税局税制第二課長

特にありません。これから細部を詰める過程でいろいろ事業者の方とさらに会話をしていくことになるので、その中でどの程度、今、田近座長が言われたような準備期間が事業者のサイドでかかるかを明らかにしていく必要があると思います。

○記者

今後の国際課税DGの運びはどうなるのでしょうか。法改正を目指すということで、あとはかなり事務作業というか、技術的なところになると思いますが、まだ国際課税DGを開いて何か詰めるのか、今後の進め方を教えてください。

○田近座長

今、会議が終わったばかりなので、考えられている問題群はありますが、それがどれだけ対処できるのか。また、関係の方に対してそのような対処に納得いただけるのかというやりとりがあるので、どのような形で進めるかはこの段階では言えませんが、来年度改正を進めるプロセスで、よりフォーマルなアイデアを部会で確認する作業は少なくとも必要です。それ以外にやるかどうかは、これから論点を整理して、皆さんの御意見を伺ってからになると思います。

○記者

この制度案の4ページ、B to Cのところ、消費者向け取引に係る課税方式ですが、これは議論の中でも委員の方が言及されていたように、たしか海外の企業は国内に代理人を置いて、それを通して納税することが前に出ていたと思います。その部分がなくなったのは何か理由があるのでしょうか。

○田近座長

変わっていないと思いますが、御質問は、国外事業者に申告納税させる、その仕方をどうするのかということですね。それは伊藤課長からお答えをお願いします。

○伊藤主税局税制第二課長

現在の国税通則法でも、海外の事業者が納税義務を負う場合があって、納税代理人を国内に置いて納税をしていただくという仕組みで、4月4日の第3回国際課税DGでは書いたかもしれませんが、それを特に変えたわけではありません。

○記者

要するに、国税通則法に書いてあるから特に言及の必要もないということですか。

○伊藤主税局税制第二課長

資料をもう少し丁寧に書けばよかったという御批判はあるかもしれませんが、特に考えが変わったわけではなく、それで現在の方式をそのまま使えると思います。

○記者

同じく制度案の5ページの③国内事業者の事務負担への配慮で、当分の間の措置として、申告対象から除外するとありますが、この当分の間とは、事実上、この制度がある限り半永久的にという意味ですか。

○田近座長

良い質問だと思いますが、今回この議論では、初めてのことに取り組みます。基本になる精神は重要で、国境をまたぐ役務に関しても仕向地、サービスを受ける側で税金を課すこと。それが消費税の鉄則で、そのような哲学、方針でやります。ただ、内外判定の問題、今日出てきた様々な問題、ここでやる事務負担の問題に関しては、制度が立ち上がらなければしょうがないわけで、できるだけ事業者に戸惑いや過重な負担はさせたくないの、当分の間、リバースチャージ税額と仕入税額は同額とみなして、要するに、相殺させてしまいます。これも両建てが良いのではという議論ももちろんありましたが、まさに私が事務局と議論しているのは、制度を立ち上げるのだから、今回は事業者にできるだけ負担をかけないでやることで、当分はいつかという御質問ですが、制度が立ち上がってみなければしょうがないという気持ちです。これに伴ってさらに問題が顕在化すれば、当然、その後、検討します。

○記者

今回の案ですが、ヨーロッパのVAT-IDのようなものが無い中で、先ほど座長も言われたように、ある程度割り切って、思い切った案にしたと。例えば国内事業者が国外事業者から受ける消費者向けの役務の提供は仕入税額控除を認めないことにするなど、ある程度の割り切りが必要だったわけですが、改めて座長と会長に伺います。今回、一連の議論を通じて案の評価というか、VAT-IDが無い環境の中である程度納得してもらえる案になったかどうか。その辺りを改めて教えてください。

○田近座長

そもそもこの検討は、財務省内の勉強会で中里会長を座長としてまとめた報告書を基に、分かりやすく言うと、さらにもう一步、割り切りをしたものです。まさにB to Cのところでは企業が利用するかもしれない。それもB to Cで割り切って、企業がそれで利用する場合には取引形態を説明することでB to Bに行ってくださいと。そこは、中里会長たちが議論されたところからもう一つ、制度化するときには割り切りました。

評価は、まだ制度が立ち上がっていないのでできませんが、中里会長に隣にいつもいてもらいながら引き継いだ者としては、難しい問題を、つまり、十分な情報がとれない中で何とか頑張って作っているアイデアだと思いました。そのような意味では、やはり番号が無い、様々な問題に言えるのかもしれませんが、マイナンバーとも関係して様々なことがあるのかもしれませんが、無い中で作るには厳しいものもあるので、だから全部番号を付けてしまうなどと乱暴なことは言いませんが、そのような番号が無い中で派生してくる問題と、苦労しながら何とか作っていることを理解、共有していただければ

ありがたいと思います。

○中里会長

補足ですが、これは国内事業者の方から、競争条件の中立性が保てるような租税制度を入れてくれという強い要望があって、それは誠にそのとおりだと思い、主税局の中で私的な勉強会が始まりました。その勉強会から一貫して流れている考え方は、消費税だから仕向地主義、要するに、日本国内で使うものは日本国内で課税するという原則を貫くことでした。

ところが、提供を行う事業者は国外の事業者ですから、日本の法律が及びません。国際法上、日本の法律の及ばない人たちに納税義務を課すことはできません。それを何とかするために、一つはリバースチャージで、受け手の方で納税義務のことを処理していただくことを考え、そうでないものは、一応、納税代理人等を任命していただくことになるとは思いますが、外国の事業者にできる限り、納税義務を履行していただきとアナウンスして、きちんと対応していただく方式を用意しました。

サービスの提供者と受領者、どちらにとっても執行可能で、あくまでも競争条件の中立性を損なわない、そして、消費税としての仕向地主義の原則に合致したものを作るという点では、現実的な解決方法を取ったからといって原則をゆがめたのではありません。原則は非常にきっちりと大枠では守りながら、結構良い制度ができたのではないかと、そのように思います。

[閉会]